

## テールゲートリフターの操作に係る特別教育(学科のみ)のご案内

令和5年3月28日に労働安全衛生規則の一部が改正されました。令和6年2月1日より特別教育を受けたものしか作業できません。

車両の最大積載量に関わらずテールゲートリフターを使用して荷を積み下ろす作業をされる方は受講が必要です。テールゲートリフターは、各事業場ごとに機種が違いますので、学科のみの教育です。

実技は労働安全規則第36条にて各事業場の取得者より操作の方法の教育が2時間以上必要です。

1 講習年月日 [講習日程表](#)

2 会場 県立久留米高等技術専門校内人材開発センター  
住所 久留米市合川町1786-2 TEL 0942-30-0560

3 受講料

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
会員	6,210	990	7,200
非会員	8,710	990	9,700

4 定員 40名

5 講習内容及び  
予定時間

講習内容	予定時間
テールゲートに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識、関係法令	8:35～13:00

詳細は [特別教育等のご案内](#) を参照願います。

6 申込み方法 [「安全衛生及び特別教育等の申込について」をご確認ください。](#)